

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時51分 開議

○議長（松本英隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、発言の取り消しについてを議題とします。ここで地方自治法第117条の規定により除斥に該当いたしますので、吉原経夫議員の退場を求めます。

〔吉原経夫議員 退場〕

去る6月18日付で吉原経夫議員から6月10日の一般質問における発言について、お手元に配布致しましたとおり発言取り消し申出書が提出されました。ここでお諮りします。この発言取り消し申出書について、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。したがって吉原経夫議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。ここで吉原経夫議員の入場を認めます。

〔吉原経夫議員 入場〕

○議長（松本英隆君）

吉原経夫議員に申し上げます。6月18日付で申し出のありました発言の取り消しについては、申し出のとおりこれを許可いたします。吉原経夫議員、何かありますか。発言を許します。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。この度は私の不注意によりまして、皆様に多大なご迷惑をおかけいたしました。謹んでお詫び申し上げます。どうも、申し訳ございませんでした。

○議長（松本英隆君）

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時54分 休憩

午前10時54分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第26号令和6年度大治町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案第26号について予算決算常任委員長から報告を求めます。

○予算決算常任委員長（若山照洋君）

予算決算常任委員会に付託されました事件の結果について、会議規則第41条の規定によりご報告いたします。

去る6月11日の本会議において当委員会に審査を付託されました議案につきましては、6月13日に総務建設分科会、6月14日に文教厚生分科会を開いて審査を行い、本日委員会の全体会を開き、各分科会委員長の審査報告を受けました。

その結果、議案第26号につきましては全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第27号大治町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第27号について総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（手嶋いずみ君）

総務建設常任委員会は6月13日に開会しました。本委員会に付託されました事件は審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により報告いたします。

議案第27号大治町税条例の一部を改正する条例についてにつきましては、全員賛成で

可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第28号及び日程第5、議案第29号を一括議題とします。

議案第28号、議案第29号について文教厚生常任委員長から報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（三輪明広君）

文教厚生常任委員会は6月14日に開会しました。本委員会に付託されました事件は審査の結果、次のとおり決定しましたので会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

議案第28号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

今回の軽減措置によって歳出が増えるが負担の割合の内訳はとの問いに、負担割合は国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1であるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

続きまして、議案第29号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

31条にて定める町内の施設は保育士の資格者が従事しているかの問いに対し、29条にある小規模保育事業所A型については町内にある2施設とも保育士の有資格者が勤務している。また、31条に当たるB型については町長が指定する都道府県知事、その他機関が行う研修を履修したものが保育士として配置基準を満たすことになっているとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

まず議案第28号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて議案第29号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第30号愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第30号愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、愛知県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更するものとする。令和6年6月5日提出、大治町長。

この案を提出するのは、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現行の被保険者証は令和6年12月2日以降発行されなくなることに伴い、地方自治法第291条の11の規定により、愛知県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議する必要があるためでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

6番鈴木 満議員。

○6番（鈴木 満君）

6番鈴木 満でございます。新旧対照表、改正前は被保険者及び資格者証明書、改正後は資格者確認書等になっておりますが、マイナンバーカード未保有の方や保険証とひもづけされていない人の発行を確認する以外のものってというのは何でしょうか。

○保険医療課長（水野克哉君）

資格確認書等の中身でございます。まず、資格確認書のほかに資格情報のお知らせというものをお配りいたします。そのほか経過措置の従前の保険証、その扱いもまだございますのでそれも含めて入っております。あとは限度額認定書、そういったものがこの「等」には入っております。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友です。こちら12ページ新旧対照表にもございます資格確認書等ということでこの資格確認書につきまして有効期限等はあるのか。また、こちらについての被保険者証、現在発行されている被保険者証・高齢者受給者証等の廃止に伴う広報について、どのような段階を踏んで広報をしていくのか。また広報する対象はどのようなになっていくのかというところについて伺いたいと思います。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時07分 休憩

午前11時08分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

保険医療課長。

○保険医療課長（水野克哉君）

有効期限につきましては、広域連合のほうと現在調整しながら動いております。資格確認書についても1年の更新で動いております。広報につきましては保険証を発行する際に、近く確認書になっていくよということでリーフレットを入れながら啓発のほうをまいります。なので今回は被保険者全員にはその旨の広報はしてもらえるところです。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

再質問になります。有効期限について1年更新を予定しているという回答をいただきましたけれども、こちらについて回答ができれば結構なんですけれども、1年更新になった場合、その更新のプロセス、手続きについてはどのような形になると想定されてみえますでしょうか。また、先ほど広報についてお伺いをいたしましたけれども、広報は被保険者について広報をするということで伺ったんですが、ホームページ等で全世帯に対して広報するのではなくて、あくまで現在の被保険者という国民健康保険や後期高齢者受給者の対象者のみに広報をするということでよろしかったでしょうか。もう一度これは確認の質問です。

○保険医療課長（水野克哉君）

手続きにつきましては資格確認書を交付する方というのは、マイナ保険証をお持ちで

ない方に対して交付するものになりますので、手続きの際にお持ちでない方に交付するものでございます。広報につきましてはもちろんホームページ等でも周知を図りながら被保険者だけではなく周知が図れるように努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（松本英隆君）

保険医療課長、更新の手続きの仕方っていう意見が鈴木康友議員から。更新の方法っていう質問だったと思うんですけど。更新の方法、仕方、いいですか。もう一度答弁を。

保険医療課長。

○保険医療課長（水野克哉君）

今いろいろこの手続きの仕方については、まだ調整を図っているところでございますが、基本的にはマイナ保険証をお持ちでない方に対してはこちらの方から交付すると、手続きなしで交付するというような予定で進めております。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

5番鈴木康友議員。3回目です。

○5番（鈴木康友君）

ありがとうございます。こちらについての資格確認書ですね、1年更新と伺いましたが有効期限が切れた、または途中で紛失したなどの再発行等については可能なものでしょうか。

○保険医療課長（水野克哉君）

可能でございます。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。規約によりますと、別表第1に掲げる事項については構成市町村つまり大治町で事務を行うとあります。この場合、発行するとか返還を受け付けるとか、権限は広域連合にあるのか大治町にあるのか、どちらに判断の権限があるのでしょうか。例えばマイナンバーカードを持っていてひもづけてある。そして申請した方は当然国のマイナ保険証でやりなさいということです。それ以外、今いろいろお聞きするとマイナンバーカードを持っていない方、これは手続きなしで大治町が発行するというふうな方向でやっていると言っていますが、どちらに権限があるんですか。

またマイナンバーカードを持っていてもひもづけていない方、その方はどうするのか。どうやって発行するのか。申請なのか、申請なし手続きなしなのか。

また、国の例示だとベビーシッターさんにも発行していいとあります。例示に当たる

のは判断する必要はないんですが、例示されてないことに関してどちらに権限があるのか。ちょっと規約を読むと読み取れないところで、どちらに権限があってどういうふうに動いていくのか。

また、マイナンバーカードを持っていてひもづけてあるけれども、やっぱり持ち歩くのは大変だということで資格確認書が欲しいと言われる方に関してはどうなるか。

また、被保険者証及び資格証明書が12月2日以降発行できないとありますが、紛失した方はどうなるか。途中で有効期限があるんだけど紛失した方はどうすればいいんですか。どちらに権限があってどういう方向でいくのか。

あと今災害時です。能登半島地震なんかで通信インフラが途絶えた場合、マイナ保険証は使えません。そういう方はどうやって対応していくのか。そういう方は資格確認書を出すのか。そこら辺、権限は広域連合にあるのか大治町にあるのか。そこら辺、規約を読んでいてもわからないのでどうなっているのでしょうか。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時14分 休憩

午前11時16分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

保険医療課長。

○保険医療課長（水野克哉君）

権限の御質問でございます。この広域連合と構成市町村の中には規約で運営を行っております。その中で広域連合は広域計画というものを持っておりまして、その中で構成市町村が行う事務というものが定められています。被保険者証の引き渡しとか返還の受付等行うというところで、行っておるのが定められておりますので、権限がどちらかというと広域連合が保険者になりますので、そこに従いながら運用をしているというところですよ。被保険者証につきましては12月2日以降は発行されません。廃止となります。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11番吉原経夫議員。

○11番（吉原経夫君）

まず被保険者証等の引き渡し及び返還の受付、この事務に関しては構成市町村、大治町なんだけど権限はすべて広域連合と。広域連合が一応こういう決まりでやりなさいと。



ただ、先ほどの質問を聞いていますとまだ決まってないことがある。調整中だってことは。本来だったらこういう議案が出たときに、広域連合が規定をつくってこういう場合はこうだと決めてないといけないのに、なぜまだ調整中なんですか。本来、今までいろんな議案聞いています。当然議案が出ているときにはこういうふうにやりますと決まっているはず。決まってない、調整中のことをなぜこの6月議会に出してきたんですか。いろいろ市町村によると3月議会に出ているところ、まだ出てなくて9月に出るようなところもあると思いますが、本来だったら運用の仕方もきちっと決めて紙の保険証をなくすんです。資格確認書をかわりになる、町民の方の不利益にならないようにしなきゃいけない。広域連合がやることだとしても広域連合がもうつくってないと規定を。広域連合は2年か3年で職員が入れ替わるわけです。きちっとした規定、当然これからつくると思うんだけど、つくる前に議案出すってどういうことなんですか。そういうのをつくってから、運用の規定をつくってから規約変更の議案を出すべきだと思うんですけどもなぜこんなに急いでやるんですか。というか、なぜ遅れているんですか。資格確認書等の決まりについて。本来、議案が出てくるときにそういう準備もして出すの当然の話でしょう。出来てないじゃないですか、今の話だと。ほかの議員の質問だと協議中だと。広域連合が本来やるなら広域連合がつくらなきゃいけないでしょう、つくって示すべきでしょう。市町村の議会に出すに当たって、なぜそれができてないんですか。

また、被保険者証を再発行できないという話です。それはわかります。そうしたら前の説明の中で資格確認書は1年である程度時期を合わせて、高齢者のなにか保険のと時期を合わせて発行するということですが、ずれてきますね。ずれていてもいいということですね。当然、転入者とかあればずれていく。それぞれ今まで国保だと国保の被保険者証は更新の時期が統一していたんだけど資格確認書等になるとずれてくるということで、事務も大変だし資格確認書を持っている方も大変だと思うんですが、そこら辺はどうなのか。

また災害時、通信用インフラがない場合どうするのか。そこら辺を広域連合はどのようにお考えですか。だって能登半島地震のとき使えなかったんですよマイナ保険証が。そこら辺はどうでしょうか。以上、お聞きします。

○議長（松本英隆君）

吉原さん、今の質問はなぜ調整されていないのか、それとなぜずれるのかということ、あとは災害があったときにどうするか、3点ですね。

○保険医療課長（水野克哉君）

いろいろとルールがまだ決まってないのかというところだと思いますけれども、これはあくまでも令和6年の12月2日に向けての調整を全国的に図っております。これは後期にかかわらず国保もですし社保もだと思います。そんなところで今回このタイミングで上げさせていただいた理由は、この規約を変更するのに議会の議決をいただいた上で

この各市町村協議の上、広域連合と知事へ許可をしなければいけません。申請を行わなければいけませんので、このタイミングで上程をさせていただいたものです。

また、災害時においては資格情報のお知らせというものをマイナ保険証保有の方には交付させていただきます。そうするとマイナ保険証とその資格情報のお知らせで医療機関は受診できるとされておりますので、仮に災害があっても医療機関は受診できると考えております。以上です。

ずれてるということに関しては、資格確認書の有効期限は1年更新でいきますので転入されても有効期限っていうのは、そこまでです。転入してからその有効期限まででございますので、特にずれてるというような考えではございませんのでよろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11番吉原経夫議員。3回目です。

○11番（吉原経夫君）

はい、わかりました。まず紙の保険証をなくす、これは私大反対です。ただ資格確認書がきっちりと発行できるということなら、町民の不利益にならないならば、それはそれでいいことです。ただ今回どうかは、まだ資格確認書の扱いは決まってない。細かくは決まっていない、これから調整していく。そういうような議案をなぜ出しているのか。だったら大治町よくぎりぎりですることあるので12月2日だったら9月でも間に合うし、もう少し資格確認書の扱いはっきり決まってから出せばいいのに、なぜそんな急いで出してくるんですか。だからまだ途中ですというような議案を出してくる。他の市町村では、まだ出てないというところもあると聞いておりますので、9月では絶対に間に合わなかったんですか。12月くらいに向けてまだまだあるし、もっと資格確認書どうやっていくかわかってから出すべきではないですか。だって権限は広域連合ですね、広域連合が決めてくれないことには答えようがないし、町としても。もっと広域連合がしっかり決めてから出すべきじゃなかったでしょうか。

あと、通信インフラがない場合、マイナ保険証を持っている方にも情報のお知らせを送るということで、それをとにかく持っておいてくださいよと、それを周知しないと災害時はマイナ保険証は通信インフラがないと使えませんから、情報のお知らせは家庭に保存しておいてください、持っておいてくださいという広報をしないといけない。マイナ保険証は不備がありますよといっているようなもんですけど、災害時には。それはきちっとやられる予定あるんですか。じゃないとマイナ保険証持っているからといってお知らせしている人が多いと思うんで、そこら辺はきちっとやられるんでしょうか、広報。

あと、資格確認書の有効期限、転入の方もいろいろな方もとにかく1年以内に最終的に統一されているというように今とったんですが、それで間違いはないかと。以上3点

お願いします。

○福祉部長(安井慎一君)

まず今回の規約につきましては被保険者証、こちらの名称のあくまで変更だけでございます。それ以後、取り扱いについてご説明がありましたので答えられる部分で答えたいと思います。

今回、保険証につきましては12月2日をもって廃止されるというのは確定しております。したがって、それに向けた事務っていうのは順次これまでも進められております。決して何もやっていないわけではございません。今年度につきましては後期高齢者は8月1日に更新をしますその手続きは当然進めていきます。

また、7年の7月31日からここから資格確認書の手続きが始まりますのでそれまでには手続きをきちっと後期高齢者の連合会のほうから定まったものがきて進めていくと。また12月2日以降に転入される方、こういった方につきましても転入に伴う事務は確実に連合会のほうから内容が来るということを考えております。

〔「資格確認書の広報について」の声あり〕

○保険医療課長(水野克哉君)

広報につきましては来年の7月31日が期限ですので、その前のタイミングで送付させていただきます。その際にはきちんと周知はさせていただきます。

〔「資格情報のお知らせはなくさないようにと」の声あり〕

○保険医療課長(水野克哉君)

そういう旨の内容の通知はさせていただきます。あと資格確認書の1年以内については先ほど答弁したとおりでございます。以上です。

○議長(松本英隆君)

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(松本英隆君)

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第30号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(松本英隆君)

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第30号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時28分 休憩

午前11時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議題となっています議案第30号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

11番吉原経夫議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。この議案は紙の保険証を廃止することを前提としたものでございます。これは国の法律で決まったことで町として仕方がないこととは思いますが、しかし、資格確認書しっかり町民の不利益にならないように発行できれば私は問題がないと思っていたんですが、まだまだ扱いが決まっていない。また、マイナ保険証は災害時は使えない。で、資格情報の紙を使わなければいけない。結局それを広報しなければならぬと、非常にマイナ保険証自体不備だと。これは\_\_\_\_\_と私は考えます。よってですね……

〔発言する者あり〕

○11番（吉原経夫君）

認めていると私は思いますと。

〔「そんな言い方してなかったでしょ」との声あり〕

○議長（松本英隆君）

吉原さん、私は思いますということですね。

○11番（吉原経夫君）

はい、そうです。私は思います。その答弁を聞いて。はい、ということでございますので、この規約変更には反対をします。そして、紙の保険証復活もしくは資格確認書を町民の不利益にならないようにもっと幅広く発行できることをお願いして反対をいたします。以上です。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時31分 休憩

午前11時32分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番吉原経夫議員。

○11番（吉原経夫君）

済みません、\_\_\_\_\_ところは取り消しをさせていただきます。私はそういうふうに思いますだけでお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

ここでお諮りします。

今、吉原議員から発言取り消しの意見が出ましたが今の部分、行政は発言取り消しに対して異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○8番（若山照洋君）

議長。この「思います」という部分はどういうつながり……。先ほど吉原議員が言っていた「思います」というところはどこにつながって「思います」というのが、「思います」までが全部削るんですか。「思います」は残すみたいな発言でしたけど、その辺ちょっとわからないのでもう一度教えてほしいんですが。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時33分 休憩

午前11時47分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで吉原議員除斥に該当いたしますので、退場を求めます。

〔吉原経夫議員 退場〕

○議長（松本英隆君）

ただいま吉原経夫議員から発言取り消しの件がありましたが、ここで議会運営委員長から削除する部分を確認していただきたく思いますので、そのほうの説明を済みません、よろしくお願いいたします。

○議会運営委員長（林 健児君）

10番林 健児です。ただいま吉原議員より「マイナ保険証の不備について行政も認めていると考えます」というそのような発言がありました。この発言はマイナ保険証の不備について行政も認めていると吉原議員が勝手に考えていることという認識をいたしま

して、そのまま進めていただきたいと思います。

○議長（松本英隆君）

ただいま意見がありました「マイナ保険証について行政側も不備があると認めていると考える」という発言がありました。これの取り消しを吉原経夫議員から取り消しの依頼といたしますか発言がありましたが、これに対して発言の取り消しを許可することに異議はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしでよろしいですか。異議はございませんね。異議なしと認めます。したがって吉原経夫議員から発言の取り消しがありました部分に対して発言の取り消しをすることに決定をいたしました。ここで吉原経夫議員の入場を認めます。

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時49分 休憩

午前11時52分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

〔吉原経夫議員 入場〕

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

吉原議員からの発言取り消しを許可することに決定いたしましたので報告いたします。

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時52分 休憩

午前11時53分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に原案に賛成の方の討論を許します。

4 番後藤田麻美子議員。

○4 番（後藤田麻美子君）

議案第30号愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について賛成の立場から討論を行います。後期高齢者医療制度では広域連合と市町村が連携して事務を行っているものでございます。今回、高齢者の医療費の確保に関する法律の一部改正により現行の被保険者証は本年の12月2日に廃止することに伴いまして、広域連合と市町村との運営に関する決まりを定めた規約内の用語の整理を行うための変更でございます。よって私はこ

の規約の変更について賛成するものでございます。皆様の賛同をお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

議案第30号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 10名〕

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第31号工事請負契約についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第31号工事請負契約について。

令和6年6月12日事後審査型一般競争入札に付した砂子防災公園新設工事について左記のとおり請負契約を締結するため、大治町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。令和6年6月21日提出、大治町長。

本件の砂子防災公園新設工事の請負契約は、契約金額7億7550万円で株式会社加藤建設と契約を締結するものです。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。質疑のある方どうぞ。

1 番池田耕介議員。

○1 番（池田耕介君）

1 番池田耕介です。この契約が一般競争入札の価格競争方式をとっているかと思いますが、同じように子供の遊び場であるスポーツセンターのリノベーションに関しては一般競争入札の総合評価落札方式であったと理解をしています。大治町、公園の少ない中で金額が低いものであるという価格競争ではなく総合評価落札方式のほうが各さまざまな企業の趣向を凝らした提案がなされるかなと考えますが、今回の契約が一般競争入札価格競争方式であるのはなぜなのかお伺いします。

○都市整備課長（後藤丈顕君）

今回一般競争入札で入札をさせていただきました。以前から基本設計という形で設計のほう、基本計画・基本設計のほうを作図してございますのでそれに基づいて工事の方発注してございますので一般競争入札という形をとらせていただいている次第でございます。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

1 番池田耕介議員。

○1 番（池田耕介君）

今回の参考資料で出していただいているこの計画平面図に関しては、これは今後また新たに提案というか意見を加えるというか、ことができるのか、これがおおむね決定という形で進んでいくのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○都市整備課長（後藤丈顕君）

議員のおっしゃる、おおむね決定という形で進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。この予定地で一部、用地買収が進んでいないところはフェンスで囲むと聞いております。フェンスで囲むまでがこの契約内容だと聞いております。予定地は大体どこら辺なのか。ちょっとこの図ではわからないので、それを教えていただきたいのと、フェンスをつくるまでが契約だと、ですので買収まだできていないところを買収できる状態になった場合、当然フェンスがつくってあれば取り壊しする必要がありますがフェンスがまだ出来てない場合、当然契約ではフェンスをつくっているということですから、令和8年までですね。フェンスをつくった上でまた壊してということになるのか契約がどうなっているのか、その2点をお聞きします。

○都市整備課長（後藤丈顕君）

フェンスで囲うっていうのは仮設の仮囲いのフェンスのことでしょうか。それとも完成するフェンスのことでしょうか。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時00分 休憩

午後0時02分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

都市整備課長。

○都市整備課長（後藤丈顕君）

フェンスに関してですけれども、フェンスは今回の工事のほうにも含まれております。



その部分についてはフェンスの影響がないようなところもありますので、そういったところに関しては今後必要であれば設置していきますし、必要でなければその部分については施工のほうはしないという考えでございます。以上です。

○議長（松本英隆君）

あと場所に対して。  
暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時03分 休憩

午後0時06分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっています議案第31号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますがこれに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

〔「異議ありと今言いました」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

ただいま異議ありの発言がございました。議案第31号について委員会の付託を省略することに異議なしの方は起立願います。

〔起立 10名〕

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって委員会付託は省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

議案第31号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第31号は可決されました。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時07分 休憩

午後0時18分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第32号工事請負契約についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（村上昌生君）

議案第32号工事請負契約について。

令和6年6月12日、事後審査型一般競争入札に付した大治小学校校舎増築等工事について、左記のとおり請負契約を締結するため大治町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。令和6年6月21日提出、大治町長。

本件の大治小学校校舎増築等工事の請負契約は、契約金額2億339万円で大井建設株式会社と契約を締結するものです。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

[[「なし」の声あり]]

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第32号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますがこれに御異議ございませんか。

[[「異議なし」の声あり]]

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第32号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

議案第32号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第32号は可決されました。

日程第9、同意議案第1号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（村上昌生君）

同意議案第1号固定資産評価審査委員会委員の選任について。

大治町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。令和6年6月5日提出、大治町長。

この案を提出するのは安井 宏委員の任期が令和6年9月21日をもって満了することに伴い、新たに委員に選任したいので地方税法第423条第3項の規定により同意を求めるものでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11番吉原経夫議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。花井照男さんということで経歴等で参考資料が示されています。その中でもし答えたらで構いませんが、大治町の職員ということで経歴が書かれております。固定資産評価、つまり税務課としての経歴があるのかだけお聞きしたいのですが、どうでしょうか。

○総務課長（佐藤友哉君）

税務課の経験が経歴にあるかという話ですけれども、税務課の経験はございません。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています同意議案第1号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますがこれに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています同意議案第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意議案第1号を採決します。

同意議案第1号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第10、請願第1号ボール遊びのできる公園、並びに水害対策用貯水池の建設を求める請願を議題とします。請願第1号について、初めに総務建設常任委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員長。

○総務建設常任委員長（手嶋いずみ君）

5月29日に開催しました総務建設常任委員会について、本委員会に付託されました請願の審査の経過及び結果について会議規則第41条の規定によりご報告いたします。

請願第1号ボール遊びのできる公園、並びに水害対策用貯水池の建設を求める請願について。

本請願の内容における現地の確認は去る3月11日本会議終了後に委員全員により行いました。5月29日の本委員会では紹介議員を含め委員6人の出席のもと関係部長・課長に出席を求め、参考として町の雨水排水計画について説明を求め、本委員会の所管となります請願の要旨②番について審査を行いました。

請願の要旨②番、田畑が急激に減少している状況を鑑み貯水池の増設は喫緊の課題であり、早急に取り組んでください、については反対多数で不採択すべきものと決定しました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。冠水地図からすると花常や砂子が冠水するようであるが、何か計画はあるのかの問いに対し、最近馬島のバス通りが雨でよく冠水するという話が来ている。多目的スポーツ広場の一部は大治町の土地であるので、そこを活用して貯留できないか検討しているとのことでありました。

審査の結果は不採択すべきものと決定しましたが、附帯意見がありました。意見の内容は、貯水池は過去数年で水害の多い地区を優先に建設すべきであり、雨水排水計画は町単独ではなく流域全体での検討が必要であることから関係自治体と協議の場を持ち、なるべく早く策定していただきたい。また住民が安心して暮らせる町になるよう努めていただきたいというものでありました。以上で報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

続きまして、文教厚生常任委員長から報告を……

○8番（若山照洋君）

議長、ちょっといいですか。

○議長（松本英隆君）

はい、8番若山照洋議員。

○8番（若山照洋君）

確認なんですけど、今の報告の中で報告書には会議規則第94条第1項の規定によりって書いてあるんですが、今委員長は会議規則第41条と言われたんですがどちらが正確なのでしょうか。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時27分 休憩

午後0時28分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

局長。

○議会事務局長（石塚秀樹君）

会議規則第94条第1項の規定によりというものは、総務建設常任委員会委員長から議長あてに請願審査報告書の提出がございます。その分について94条に基づくものです。

○議長（松本英隆君）

よろしいでしょうか。

○8番（若山照洋君）

はい。

○議長（松本英隆君）

文教厚生常任委員長から報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（三輪明広君）

5月29日に開催しました文教厚生常任委員会について本委員会に付託されました請願の審査の経過及び結果について、会議規則第41条の規定によりご報告いたします。

請願第1号ボール遊びのできる公園、並びに水害対策用貯水池の建設を求める請願について。

本請願の内容における現地の確認は去る3月11日、本会議終了後に委員全員により行いました。5月29日の本委員会では委員6人及び紹介議員の出席のもと関係部長・課長に出席を求め、参考としてちびっこ広場、球技場の建設計画について及び放課後の遊び場の確保について説明を求め本委員会の所管となる請願の要旨①番と③番について審査を行いました。

はじめに請願要旨①番、子供たちがのびのびとボール遊びができる公園を建設してくださいについては反対多数で不採択すべきものと決定しました。

〔発言する者あり〕

○議長（松本英隆君）

委員長、報告続きどうぞ。

○文教厚生常任委員長（三輪明広君）

質疑はありませんでした。審査の結果は不採択すべきものと決定しましたが、附帯意見がありました。意見の内容は大治町の人口の増加とともに子供の数も増えている。また、町内に公園の建設を望む声も多いため、計画中の球技場建設などを早急に進め、少しでも住民の要望に応えていただきたいというものでした。

続きまして、請願要旨③番、利用度が大変高い長牧浦畑ちびっこ広場の閉鎖には断固反対すべきについては全員賛成で採択すべきものと決定しました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。長牧浦畑ちびっこ広場の利用状況が改善されない場合は一時閉鎖することもあるという回覧が回ったが、過去にこのような例はあったのかという問いに対し、このような回覧はこれまでにはありません。ボール遊びがで

きないこととなっているが近隣の住宅にボールが入り込む事例が半年間にわたって続き、行政も現場に行って子供さんたち等にもお話したがそれが一向に改善されなかった。また隣接者への被害があったでは、やはり管理者としても適切ではないということから回覧に至ったというような答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

請願第1号を採決します。

○11番（吉原経夫君）

暫時休憩をお願いします。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~  
午後0時33分 休憩
午後0時38分 再開
~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

7番三輪明広議員。

○文教厚生常任委員長（三輪明広君）

請願要旨①番子供たちがのびのびとボール遊びができる公園を建設してくださいについては、全員反対と言ったところの発言の訂正をさせていただきたいと思います。正しくは反対多数でありました。大変失礼しました。

○議長（松本英隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

請願第1号を採決します。

本案は分割して採決を行っていきます。

まず初めに請願の要旨①番を採決します。

本案に対する委員長の報告は不採択すべきものであります。請願の要旨①は委員長の報告通り決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

不採択すべきものに異議はないかということです。不採択すべきものでいいかどうかということです。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

ただいま異議ありの発言がありましたが、委員長報告のとおり不採択にすべきものに対して賛成の方は起立願います。

[起立 8名]

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって請願第1号、請願の要旨①番は委員長の報告どおり不採択とすることに決定いたしました。

ここで請願の要旨①番は不採択と決定いたしました。委員長の報告にありました附帯意見を付して行政側並びに請願者に審議結果を送付することに御異議はございませんか。

[[異議なし]の声あり]

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。したがって請願の要旨①番については附帯意見を付して行政側並びに請願者に審議結果を送付することに決定いたしました。

続きまして、請願の要旨②番を採決します。

本案に対する委員長の報告は不採択すべきものであります。

請願の要旨②番は委員長の報告どおり決定することに御異議ございませんか。

[[異議あり]の声あり]

○議長（松本英隆君）

ただいま異議ありの意見がありました。

それではここで採決いたします。

委員長報告のとおり不採択すべきものに対して賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって請願第1号、請願の要旨②番は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

ここで請願の要旨②番は不採択とすることに決定いたしました。委員長の報告どおり附帯意見を付して行政側並びに請願者に審議結果を送付することに御異議はございませんか。

[[異議なし]の声あり]

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。したがって請願の要旨②番については付帯意見を付して行政側並びに請願者に審議結果を送付することに決定いたしました。

続きまして、請願の要旨③番を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

請願の要旨③番は委員長の報告どおり決定することに御異議ございませんか。



〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。したがって請願第1号、請願の要旨③番は委員長の報告どおり採択することに決定いたしました。

ここで請願の要旨③番は採択ということで行政側並びに請願者に審議結果を送付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。したがって請願の要旨③番については採択ということで行政側並びに請願者に結果を報告することに決定いたしました。

日程第11、人権擁護委員候補者を推薦するにあたり議会の意見を求めることについてを議題とします。

町長より説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

人権擁護委員候補者を推薦するにあたり議会の意見を求めることについて。

現人権擁護委員の加藤みゆき氏は、令和6年9月30日をもって任期満了となり、引き続き人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11番吉原経夫議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。加藤みゆきさん再任を求める議案でございますが、推薦理由の中で大治町の職員として高齢福祉に携わるとございます。ということは福祉部に在職しておられたのかなと思いますが、個人的なことですが高齢福祉だけじゃなくて児童福祉とか障害福祉とか、そこらへんはこの書き方だと経験がないということなのでしょうか。それともそこにも関わっているということでしょうか。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

こちらに書かせていただきましたとおり、高齢者、介護保険のほうの担当をしていたとのことで記憶しております。以上でございます。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は加藤みゆきさんを適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

したがって、加藤みゆきさんを適任とすることに決定いたしました。

日程第12、人権擁護委員候補者を推薦するにあたり議会の意見を求めることについて  
を議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

人権擁護委員候補者を推薦するにあたり議会の意見を求めることについて。

候補者山田 誠氏は、人権擁護委員として適任であり、推薦をしたいので人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は山田 誠さんを適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

したがって、山田 誠さんを適任とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

これで令和6年6月大治町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時48分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松 本 英 隆

署名議員 後藤田 麻美子

署名議員 鈴 木 康 友